



Q. では、荒廃農地は無いという解釈でよいか？

A. 無いとは言えない。農業委員会から所有者に対して指導を行っているが、実際に1.8倍の課税をするのは難しいと考えている。

Q. 家屋の評価額が0になることはあるか？

A. 経年減点補正率が0.2までしか下がらないので、0になることはない。

③平成30年度固定資産課税台帳の縦覧期間について

説明内容

・縦覧制度について説明し、今年度の縦覧期間を事務局から提案した。

意見質問

意見・質問なし

決定事項

・縦覧期間は平成30年4月2日から平成30年5月31日までとする。

④その他

特になし